

○上越教育大学心理教育相談室の心理相談に関する取扱細則

(平成19年3月22日細則第18号)

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学心理教育相談室規則（平成16年規則第30号）第3条第2項の規定に基づき、相談に関し必要な事項を定める。

(相談の実施)

第2条 相談は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを行うことができる。

(相談の種類)

第3条 相談の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受 理 面 接 問題の概要を聴取して、面接の方針を検討するための面接
- (2) 心 理 検 査 心理検査の実施・所見
- (3) 臨床心理面接 問題を有している人に対して行われる継続的な面接
- (4) 遊 戯 面 接 幼児や児童に対して行われる遊戯などを含む面接
- (5) 保 護 者 面 接 保護者に対して行われる継続的な面接
- (6) コンサルテーション 保護者以外の問題を有している人に関わっている人に対して行われる助言のための面接

(相談の申込み)

第4条 相談の申込みをしようとする者は、別記様式の心理相談申込書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(相談料の納入等)

第5条 前条の承認を得た者は、相談料を納入するものとし、その額及び納入方法等は、国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第65号）に定めるものとする。

2 既納の相談料は、返還しない。

(細則)

第6条 この細則に定めるもののほか、相談に関し必要な事項は、心理教育相談室長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

心 理 相 談 申 込 書

年 月 日

上越教育大学長 殿

上越教育大学心理教育相談室の運営目的を了承し、心理相談を申し込みます。

申込者氏名： _____

相談者との関係： 本人 ・ 保護者 ・ その他（ ）

住 所： 〒 _____

電 話 番 号： _____

ふりがな 相談者氏名	(性別 男 ・ 女)
生年月日	年 月 日生 (歳) (学年)

上越教育大学心理教育相談室の運営目的

上越教育大学心理教育相談室は、広く心理教育相談の実践的な研究と教育・訓練を行うとともに、来談された方への現在可能な最善の援助とサービスを提供するために運営されています。研究・教育の一環としての地域サービスという位置づけから料金は低くおさえられています。

なお、対応可能な問題や提供できる援助とサービスは、相談室スタッフの構成などによって変わることもあります。当相談室で対応できない問題などの理由で相談の申し込みを受理できない場合もあります。